

## 1 子育て世帯への臨時特別給付金

- 対 象** 次のいずれかに該当する人（所得制限あり）  
本市から①令和3年9月分の児童手当を受けている人・②令和3年10月1日～令和4年3月31日に出生した子どもの父母等で児童手当を受け人、③令和3年9月分の児童手当を受けている公務員、④令和3年10月1日～令和4年3月31日に出生した子どもの父母等で児童手当を受け公務員、⑤児童手当受給者以外で、18歳までの子ども（平成15年4月2日～令和3年9月30日生まれ）を養育している人、⑥高校生が入所している障害児入所施設等の設置者等
- 給 付 額** 児童1人当たり一律10万円
- 申 込 方 法** ①②申請不要、③⑤本市で支給要件を確認できる場合は申請不要（支給要件を確認できない場合は申請要）、④⑥申請要、申請方法等詳細が決まり次第、市HPに掲載
- 問 合 先** 同給付金コールセンター ☎ 655・0160（1月上旬開設予定、平日＝午前9時～午後5時）

## 2 店舗賃借料等支援補助金の対象要件を拡大

昨年10月から実施している店舗賃借料等支援補助金の対象要件を拡大し、申請期限を延長しました。  
**対** 次の全てに該当する人、①市内に店舗を賃借している中小企業・個人事業主（対象業種は市HP参照）、②一般消費者が経常的に来店する店舗で、令和2年4月1日以前に開店しているもの、③令和3年4～9月の間で、令和元年または2年の同期間の平均売上額と比べて、売上が30%以上減少している月が3か月以上ある店舗（府の営業時間短縮協力金の対象店舗除く）、**※** 上記の売上減少要件を満たす月（3か月間）に支払った店舗賃借料の3分の2（1店舗あたり上限20万円）、**甲** 3月18日までに、申請書等（商工労政課で配付、市HPからダウンロード可）を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1620 ※下線は拡大・延長部分



## 3 ペイジー口座振替受付サービスを開始

1月4日から、①国民健康保険料・後期高齢者医療保険料、②市・府民税（普通徴収分）・固定資産税・軽自動車税、③介護保険料の口座振替手続きが、キャッシュカードを使用して、以前より速やかにできるようになりました。ぜひご利用ください。  
**備** 同サービスを利用できる金融機関等詳細は市HPをご覧ください。なお、金融機関の窓口では申込できません。**甲** 直接、①保険年金課（国保）☎ 620・1631、（高齢医療）☎ 620・1630、②収納課☎ 620・1616、③長寿介護課☎ 620・1639



## 4 茨木まぢみレポーターを募集

「茨木が好き」という気持ちが少しあればOK。茨木のステキな人、場所、お店、イベントを取材し、Instagram等で一緒に楽しく発信しませんか。

**対** 20～49歳で市内イベントの参加やSNS投稿に興味がある人、**定** 10人程度（多数の場合抽選）、**内** 月1回程度SNSで茨木の魅力を発信、**備** 事前講習あり（下記参照）、**甲** 1月31日までに、右図読み取りから申込、**問** まぢみ魅力発信課☎ 620・1602



**プロカメラマン等による魅力的な写真の撮り方、記事の書き方講習**

**時** 2月24日(木)、3月18日(金)、午後7時～9時、3月5日(土)、午前9時30分～正午、全3回、**所** 市内カフェほか、**内** 講師 フォトグラファー 阪下ケンジさん、茨木ジャーナル 五宝美奈子さん